

東日本大震災復興関係

双葉町とUR都市機構が「双葉町内復興拠点の整備等の  
復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換

平成 28 年 9 月 6 日、双葉町における復興まちづくりの加速化を図るため、双葉町とUR都市機構は、「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を復興庁の立会いの下、交換したのでお知らせします。

この覚書は、双葉町復興まちづくり長期ビジョンや双葉町内復興拠点基本構想に位置づけられた双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの加速化を図るため、UR都市機構がこれまでのまちづくりや過去の震災、東日本大震災からの復興まちづくりを実施している経験を活かし、双葉町と相互協力していくことを確認するものです。  
(相互協力の概要は別紙参照)

別添 覚書



写真

(中央) 伊澤史朗 双葉町長  
(右) 中島正弘 UR都市機構理事長  
(左) 木幡 浩 復興庁福島復興局長

(お問い合わせ先)

双葉町役場 復興推進課

主幹 網蔵 電話 0246 (84) 5203

UR都市機構 震災復興支援室 事業チーム

チームリーダー 松永 電話 045 (650) 0874

復興庁 原子力災害復興班

参事官補佐 後藤 電話 03 (6328) 0250

## 双葉町とUR都市機構の「双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書」に基づく相互協力の概要

双葉町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの町の復興を加速化させていくため、平成27年3月に双葉町の復旧・復興の考え方を具体化し、町の将来像を明らかにした「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を策定いたしました。また、平成28年3月には、長期ビジョンに掲げられた施策の更なる具体化を目指して設置した双葉町復興町民委員会からの提言に市内における検討、精査を加えて「双葉町内復興拠点基本構想」を策定しております。

長期ビジョンや基本構想には、町内の線量が低い一定の地域に「新たな産業・雇用の場」や「新たな生活の場」の創出、「既成市街地の再生」を図り、町内復興拠点を整備すること、避難指示解除準備区域内の中野地区に「復興産業拠点」を先行的に整備することを明記しております。

9月6日に交換する覚書は、UR都市機構がこれまでのまちづくりや過去の震災復興支援、東日本大震災からの復興まちづくりに係る経験の中で培ってきた技術力やノウハウを活かし、双葉町が行う復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、UR都市機構が技術的な助言および提案、ノウハウの提供その他の技術支援を行うこと等により、双葉町と相互協力していくことを確認するものです。

この覚書の交換により、双葉町内復興拠点の整備をはじめとする双葉町の復興まちづくりの更なる加速化を図ります。

(参考)

- ・ 双葉町復興まちづくり長期ビジョン  
[http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/6583/20150318\\_0312longvision.pdf](http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/6583/20150318_0312longvision.pdf)
- ・ 双葉町内復興拠点基本構想（概要版）  
[http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/7318/201603\\_reconstruction-base-basic-concept\\_digest.pdf](http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/7318/201603_reconstruction-base-basic-concept_digest.pdf)

双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書

双葉町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの一層の推進を図るため、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が平成27年3月に策定した「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」に位置付けられた町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの一層の推進を図るため、甲及び乙の相互協力について定めることを目的とする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙は、復興まちづくりの効率的かつ効果的な推進を図るため、必要な情報交換、関係機関との協議その他の協力を行うよう努めるものとする。

2 乙は、甲が行う復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、技術的な助言及び提案、ノウハウの提供その他の技術支援（以下「技術支援」という。）を行うものとする。

3 乙が行う技術支援の具体的な内容については、甲乙が協議して定めるものとする。

4 甲が乙に復興まちづくりに関する委託を行う場合は、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地  
双葉町長 伊澤 史朗

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1  
独立行政法人都市再生機構  
理事長 中島 正弘